

7月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和7年7月11日（金）13時00分 ～ 14時00分

会議の開催場所 彦根市役所 第2・3委員会室

会議の内容

議第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第31号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 疋田 菜穂子 |
| 8 北川 悟 | 18 西川 末美 |
| 9 小林 爲夫 | 19 月田 晴男 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 7 東村 善市郎 | 9 面田 忠彦 | 13 杉本 久夫 |
| 19 前田 善隆 | | |

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 次長 大村 敏男 副主幹兼係長 若園 基史
副主査 八木 貴大

当日の記録係

副主幹兼係長 若園 基史

○ 議長（田中 金二）

ただいまから7月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます

ます。

（ 会長挨拶 ）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

6 北村 文尾 委員

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

7 東村 善市郎 9 面田 忠彦 13 杉本 久夫
19 前田 善隆

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

なお、推進委員の

1 長崎 作藏 委員

からは欠席のご連絡を事前にいただいております。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。17番 疋田 菜穂子 委員、18番 西川 末美 委員にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を、7月4日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 疋田 菜穂子 委員
（ 現地調査立会報告 ）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

議第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請

議第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請

議第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

議第 31 号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

○ 議長（田中 金二）

【3 条申請審議】

それでは、議第 28 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3 条 1 番案件

申請地は、市街化の農地であり、場所は、滋賀県農業共済組合、NOSAI 北部支所湖東出張所から約 400m 東に位置します。

2 人の譲渡人のうちの一人については、農地を相続したものの自身が耕作することが困難であること、またもう一人は、高齢でかつ農業後継者もないという理由から農地を手放したいと思っておられました。

譲受人は、これまで農地を持っておられませんでした。ここ数年、畑を取得し自家消費するための野菜作りをしたいと思っていたところ、今回、売買の話がまとまりました。

現地は、申請前に草が繁茂しているなど管理が不十分であった点が見受けられたことから、7 月 3 日（木）に東村推進委員、事務局、および譲受人が現地で立会し、原状回復の作業をされている譲受人から進捗状況を伺いました。建設業を営んでいる譲受人は自ら所有している重機を用いて除草作業を終えられていました。地面には若干砂利が混ざっているため、今後、耕作土を搬入して耕作する計画であることも確認しております。

現地には現場事務所で使われるようなコンテナハウスが設置されておりますが、エアコンが装備されており農作業の休憩室として利用することを聞き取っております。自宅から申請地までは車で 5 分と近隣であることから常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、東村 善市郎 推進委員、高田 克己 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 東村 善市郎 推進委員
特に問題ありません。

○ 高田 克己 委員
特に問題ありません。

○ 濱村 功 委員
コンテナハウスは建築確認が取れているのか。

○ 事務局（若園 副主幹）
担当課の建築指導課に照会したところ、当該地において必要な建築確認申請が建築指導課へ提出されていないことを確認しました。今後、建築指導課と連携の上、適法な状況になるよう指導していく予定です。

○ 議長（田中 金二）
ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）
異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）
3条2番案件につきまして、説明させていただきます。

3条 2番案件

申請地は、農業振興地域内、農用地区域外、いわゆる白地の農地です。場所は、グリーンピアから約300m北に位置します。

譲渡人は市外在住であるため適正な管理が難しくなっていた、申請地の農地および隣接する空き家住宅について買い手を探していたところ、建設業を営む譲受人が社宅として空き家を、社宅の従業員に提供する家庭菜園の野菜を作るために申請地の農地をそれぞれ購入する話がまとまりました。

申請前に草や竹が繁茂しているなど管理が不十分であった点が見受けられたこと

から、7月4日（金）に転用案件にかかる月例立会に併せて田中会長、澤田副会長、疋田委員、長崎推進委員とともに現地確認をしました。

現地は除草作業が終わり耕作開始に向けた準備が進められていることを確認しました。

譲受人の自宅から申請地までは車で15分、また一緒に栽培管理の作業を行う社員がお住まいの社宅からは近隣であることから常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、エリア担当として本件について、一言申し上げます。

現地は、農地の適正管理に向けて除草作業がなされており問題ないと思います。

ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 3番案件

申請地は、市街化の農地です。場所は、旭森小学校の北側を流れる芹川を越えた住宅エリアに近接する農地です。

譲渡人は、高齢でかつ今後耕作する予定もないことから農地を手放したいと思っていたところ、譲受人の自宅の裏に位置する申請地で既に耕作している譲受人と売買する話がまとまりました。

譲受人により適正に管理されていること、自宅の裏が申請地であることから、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、杉本 久夫 推進委員、高田 克己 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 杉本 久夫 推進委員

事務局の説明のとおりです。問題ありません。

○ 高田 克己 委員

現地は、既に耕作されており特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【4条申請審議】

続きまして、

議第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

4条 1番案件

転用目的は資材置場です。申請人は平成26年には本件土地を相続されていましたが、資産を整理する中で申請地の農地転用ができていないことに気づき、今回申請されたものです。

申請地は、県道2号線と宇曽川が交差する新大山橋、その東側の土手の道沿いを200mほど遡ったところにある、市街化調整区域、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、申請地はいずれの農地区分にも該当しないその他農地に分類され、第2種農地扱いとなります。そして、周囲との土地の位置関係や周辺農地が第1種農地や農用地ばかりなので、代替性がなく許可が可能と考えられます。

申請地を含む一帯は宇曽川の土手と同じ高さになっています。申請者によると、昭和36年頃に宇曽川の河川改修があり、その際の土砂で申請地含め一帯が埋立てられたとのこと。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、自動車解

体業の業者さんの貸資材置場として引き続き借りて貰うとのことです。

周辺農地への被害防除措置等について、隣接農地はなく、問題ありません。

南部土地改良区の受益地外であるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。顛末書の添付もいただいております、今後農地法を遵守する旨ご誓約をいただいています。このため一般基準についても問題無いものと思われま。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、エリア担当として本件について、一言申し上げます。

当時、宇曾川河川改修により土が運び込まれた場所とのこと。現地の状況を見ると原状回復するのも難しいので致し方ない。

ご異議・ご意見ございませんか。

ー 異議なし ー

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条 1番案件

転用目的は資材置場、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人は、建築業を営んでいますが、建築受注数の都合から現在使用している資材置場では必要量が足らず、追加の資材置場を検討していたところ、売りに出ていた申請地について、譲渡人と売買の話がまとまったため、申請に至りました。

申請地は旧の巡礼街道、甘呂町東の交差点から南に300mほど、新旧の巡礼街道に挟まれた、市街化調整区域、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんする集落内となりますので、第3種農地と判定でき、原則転用は可能となります。

この場所は、今年４月に資材置場で転用のあった土地の隣地です。

一般基準についてご説明します。利用計画につきましては、申請地全体を資材置場として使用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましては、隣接農地はありませんので特に問題はありません。

転用計画実現の確実性について、現場の整地等の工事は自前ですとのことで、特に金銭的な問題はございません。

南部土地改良区の受益地外であるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。このため一般基準についても問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、前田 善隆 推進委員、 疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

特に問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、２番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条 2番案件

今年３月総会で許可となったキャンプ場駐車場の追加分です。説明自体は毎月のように挙がっているとおり、ほぼ同じとなります。転用目的は駐車場、売買による所有権の移転を伴います。

新海町の湖岸道路沿い、ローソンの隣が、キャンプ場の管理事務所はとなっており、その南側が駐車場の予定地で、本件はその拡張となります。一帯はいずれも市街化調整区域、農業振興地域外の農地となっています。

まず、立地基準についてですが、甲種、第1種から3種までのいずれにも該当しないその他農地と分類されることから、第2種農地扱いとなります。第2種農地は代替性があれば転用が許可できませんが、既存許可分の拡張でありますので、代替性はなく、許可可能と考えられます。

一般基準につきましては、従前の許可と同様になりますので割愛します。駐車場となる予定の図面で抜けている部分については、担当者によれば話がまとまっており、現在契約書等の作成を行っているとのこと。

また、前回にもご質問が出ました開業への見通しなのですが、開業は来年4月の予定で、今後順次開業エリアを拡大していくとのこと。現在給排水設備については、担当課と協議中で、既存の上水管では水圧や水量が弱いらしく、その付け替え工事を、排水については管理棟の浄化槽へつなぐための設計、協議が進行中とのこと。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、面田 忠彦 推進委員、 田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 面田 忠彦 推進委員

特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんは、この会議のあとブロック会議もありますが、一旦ご退席いただけますし、またご都合が許す方については、引き続き定期総会にご参加ください。

——— 推進委員退室 ———

——— 農林水産課職員入室 ———

続きまして、議第 31 号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課（西坊 主任）

（彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご意見ございませんか。

地域計画にかかる将来の耕作者を変更する方法はどのように考えているのか。

○ 農林水産課（西坊 主任）

目標地図上の将来の耕作者と機構転貸の貸し付け申出書における借受人が異なる場合、都度確認を行い、年度末に一括修正するように、現在、エクセルデータに取りまとめ作業を進めている。

○ 議長（田中 金二）

その他異議や意見はありませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

報告第 18 号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は 1 件

報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告 今月は 7 件

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。
続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

局専報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告
件数は10件 面積は9457.24 m²

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ局長専決
報告事項の報告については終わります。

次に、次第7その他、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況そ
の他事務の実施状況の公表」について、説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

——— 事務局から説明———

○ 議長（田中 金二）

令和7年度も取り組まなければならない活動が様々ございますので、よろしくお願
いするとともに、今後も日頃の活動記録の記入・提出をお願いいたします。

~~他に何か議論はありますでしょうか。~~

~~特によろしければ、最後に事務局から、連絡事項等をお願いします。~~

~~○ 議長（田中 金二）~~

~~——— 続きまして、事務局から連絡事項をお願いします。———~~

~~＜連絡事項＞~~

~~○ 事務局（若園 副主幹）~~

~~——8月現地確認——8月5日（火）——18番——西川——末美——委員~~

~~※役員（会長、副会長、各ブロック長）除く~~

~~●集合時間は、8時45分~~

~~●集合場所は、庁舎裏立体駐車場の1階~~

~~8月定期総会——8月12日（火）——13時30分~~

~~—————市役所——5階——5-1、5-2 会議室~~

—
~~○議長（田中金二）~~

それでは、慎重に審議いただきありがとうございました。これをもちまして、7月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。